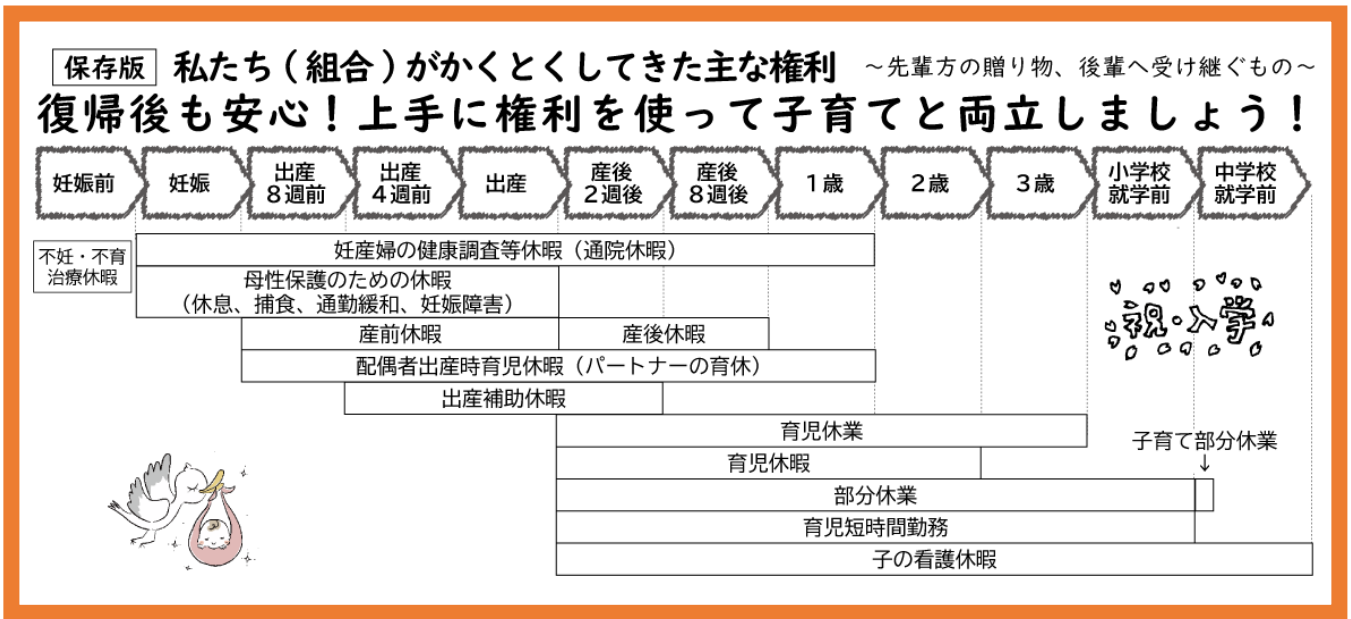


「わたしたちの権利」

私たちを守っている数々の権利・・・

今では“あって当たり前”の権利と思いがちですが、その背景には必ず大きな運動の歴史が込められています。職場の強い要望に端を発し、先輩の方々の長年にわたる粘り強い組合運動が行政の堅いガードを少しずつ弱め、多くの力が結集してこれらの権利を生み出しました。



※（講）が付いている権利は常勤講師の先生も取得できます。

※配偶者とは、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情である者を含む。

※子とは、特別養子縁組の監護機関の子、養子縁組里親に委託されている子等を含む。

（講）生理休暇1956.9 施行

○1回につき2日間。

○1時間または30分単位。2007.11.1～

「生理日の就業が著しく困難な女子職員が請求した場合に与えられる。」（H7県条例第18号第15条）

（講）不妊・不育治療休暇2022.1 施行

○2022.1～不妊・不育治療休暇。

○年間5日間、頻繁な通院を要する場合は年間10日間取ることができる。（1日1時間、30分単位）

○医師の診断等の提出は義務付けない。必要に応じて診察券、領収書、治療の内容が分かる書類の提出を妨げるものではない。

○原因となる疾患の治療・人工授精等、原因を調べるための検査も対象。

(講) **妊娠障害休暇**1974 施行 2004.1.1 改正

○妊娠中の女性職員がつわり（妊娠が起因する病的症状を含む）のため、勤務することが困難な場合は7日を超えない範囲内でとることができる。

○連続または継続。（H7県条例第18号18条）

○1時間または30分単位。2007.11.1～

※2004.1.1～時間単位で56時間とカウント。

(講) **妊娠者の通勤緩和休暇**1974 施行 1998.4.1 改正

○妊娠中の女性職員が交通機関を利用して通勤している場合、混雑の程度が母体に支障を与えるときは1日につき1時間を超えない範囲内で、始めまたは終わりに休暇がとれる。

※自家用車利用者にも適用拡大。（「母性健康管理指導事項連絡カード」により確認1998.4.1）

(講) **妊娠者の勤務時間における捕食・休息時間の職免措置**

○妊娠中の女性職員の業務が母体または胎児の健康保持に影響があると認められるときは、適宜休息し、又は捕食するために必要な時間を請求することができる。

（「母性健康管理指導事項連絡カード」により確認）

(講) **産前及び産後の通院休暇**1970 施行 1997.4.1 施行（母子保健法改正による）

○妊娠中又は産後1年以内の女性職員は、母子保健法（S40・法律第141号）第10条による保健指導や第13条による健康診査1回につき、必要と認められる時間の休暇がある。

○1時間または30分単位。

①妊娠満23週まで	4週間に1回	②妊娠24～35週	2週間に1回
③妊娠36週～出産	1週間に1回	④産後1年まで	1年間に1回

（H7県条例第18号第16条）

○全期間を通じて保健指導による医師の指示した回数は、休暇扱いが認められる。

（1998.4.1）

(講) **妊娠者の複数担任制** 産前及び産後休暇に伴う学年始めの臨時的任用

1992.4.1 施行 1993.4.1 2018.4.1 2023.4.1 改正

○小学校全学年で、4月1日～7月31日の間に産前及び産後の休暇に入る場合、4月1日より臨時的任用職員の任用を行うことができる。その臨時的任用職員は、産休に係る職員とする。

○特別支援学級担任の場合も、任用できる。（2018.4.1～）

○特別支援学校小学部にも任用拡大（2023.4.1～）

○特別支援学校中学部と中学校にも拡大（2024.4.1～）

～～佐賀県が他県に先んじて導入した制度です～～

	権利獲得の経緯	
1990年	<ul style="list-style-type: none">・「女性教職員は計画出産すべき」 ——自民党県議会議員発言・「産休に入る先生、なぜ担任するの？」 ——新聞の声の欄・女性の働き続ける権利と産む権利の議論が起きる。・「複数担任制」という具体案を県教委に提起する。	
1991年	<ul style="list-style-type: none">・国民大行動・定数交渉 今後、学年枠の拡大を条件に承認する。	<ul style="list-style-type: none">・小学1～2年生に限り、5月31日までに産休に入る先生に年度はじめより臨任を付ける。
1992年	<ul style="list-style-type: none">・11名中5名が適用。	<ul style="list-style-type: none">・75条学級担任
1993年	<ul style="list-style-type: none">・93年以降、毎年取得者あり。	<ul style="list-style-type: none">・学年枠を1～4年生に拡大。
2018年		<ul style="list-style-type: none">・学年枠を小学校全学年に拡大。 (75条学級も含む)
2023年		<ul style="list-style-type: none">・5月31日→7月31日までに拡大・特別支援学校（小学部）にも拡大
2024年		<ul style="list-style-type: none">・特別支援学校（中学部）と中学校にも拡大。

(講) **体育代替制度**1997.4.1 施行

2003.2008.2010.2011.2014.4.1 改正

○小学校に勤務する女性職員が妊娠した場合、体育実技を行う講師を任用することができる。妊娠者1名につき1名配置し、学校教育の円滑な実施の確保・女性職員の母体の保護を図ることを目的とする。※妊娠判明時から適用可。

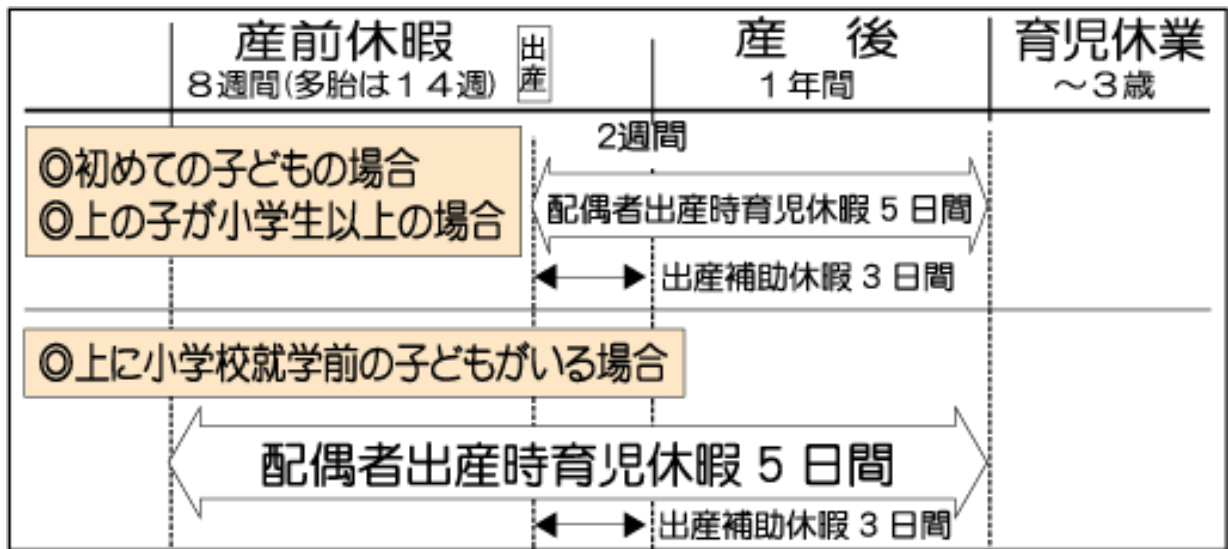
○中学校で体育科を担当する女性職員が妊娠した場合も、体育実技を行う講師を任用することができる。

(講) **出産補助休暇**1979 施行

○配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情である者を含む）の出産により勤務することが困難な場合、出産の日から14日以内において3日の休暇がある。（H7 県条例第18号第20条）

※2004.1.1～ 時間単位で24時間とカウント。 ※2007.11.1～ 30分単位でカウント可。

(講) 配偶者出産時育児休暇 (パートナーの育休) 2005.4.1 施行 2022.10.1 改正



○配偶者の産後1年までの間に、男性は「出産補助休暇」とは別に、5日間子どもの育児のための休暇がとれる。産前休暇中にとれるのは上の子が小学校に入るまでの子どもの場合。

産後休暇中は、生まれてきた子ども上の子でもいいので初めての出産からとれる。

(県条例第20条の2)

(講) 産前及び産後の休暇

1956.9.30 (6週+6週) 1970.12.24 (6週+6週)+2週

1972 (6週+8週) 1992.12.21 (8週+8週)

1998.4.1 一部改正 (多胎妊娠10週→14週)

①産前産後計16週の産休がとれる。(1日または1時間または30分単位)

- ・8週間以内に出産する予定の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間の産前休暇をとることができる。(多胎妊娠の場合14週間)
- ・出産日の翌日から8週間産後休暇がある。(H7 県条例第18号第19条・人事委員会規則第10号第12条)

②出産が予定より遅れたため、出産日までの勤務しない日が8週間(多胎妊娠14週間)の休暇を超えた場合は、その日数は産前休暇として取り扱われる。

- ・出産日は産前休暇に含まれる。
- ・妊娠85日以上で早・流産の場合も産後休暇がとれる。(医師又は助産師の証明が必要)

③産前産後および育児休業の引きつぎ日…事務引きつぎのため産前休暇前に4日以内、産休もしくは育休後に1日以内、合計5日以内。

- ・勤務を要しない日及び休日は含めない。

※男性の育休取得、女性の再取得の場合も、前4日、後1日の引きつぎが認められる。

※2005.4.1～ 産休・育休代替の講師間引きつぎが認められる。

※2014.4.1～ 産前6週間・産後8週間については、共済掛け金が免除される。

(講) **育児休暇** 1998.7.3 改正 2006.4.1 改正

○子どもが2歳に達するまでの間、1日に2回まで90分、育児のための休暇がとれる。

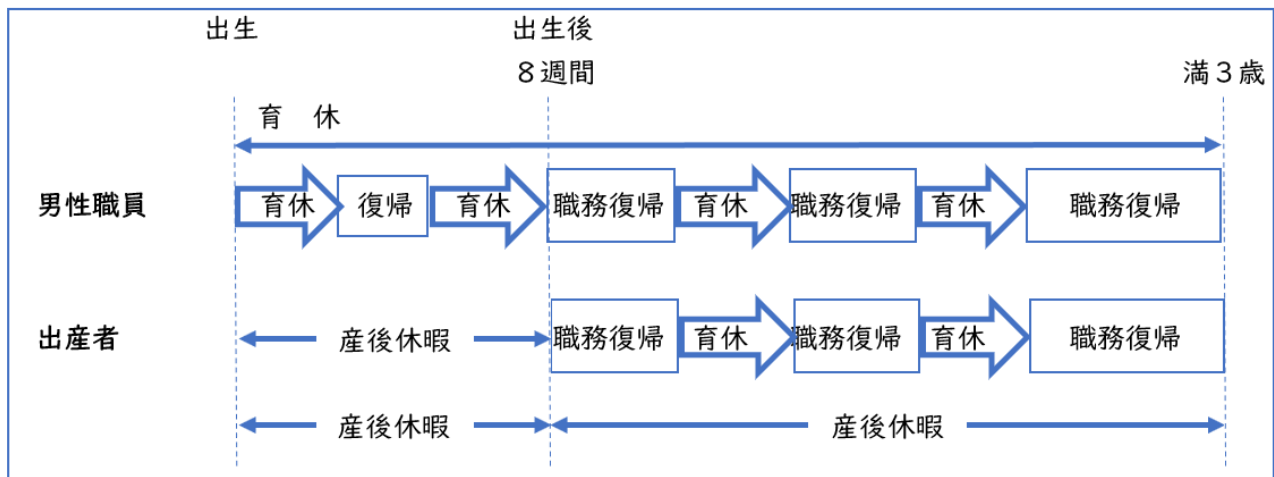
※1998.7.3～ 男性にも適用拡大。

※2006.4.1～ 1歳→2歳 1日2回30分ずつ(まとめて60分可)→1日2回まで90分

育児休業 1992.4.1 (旧育児休業 1976.4.1 施行)

2002.4.1、2006.4.1、2007.8.1、2010.3.25、2014.4.1、2017.1.1、2022.10.1 改正

【イメージ図1】



○産後休暇が終わった翌日から満3歳に達する日までの必要な時間、申請してとることができる。

・代替保障あり。

・配偶者が専業主婦(夫)の場合を含め、すべての労働者が育児休業を取得できる。

※特別養子縁組の監護期間の子、養子縁組里親に委託されている子等を含む。

・1年間は、共済から育休手当金が出る。

※2014.4.1～ 育児休業開始から180日間は賃金の67%を支給。残り1歳までは50%支給となる。

※2005.4.1.～ 延長事由に該当する場合は1歳6ヶ月まで支給が延長。

・育休中は、共済掛け金が免除。

・育休期間は、在籍したものとみなす。(2007.8.1～ 100/100 復元) また、将来、退職する場合の退職手当は休業期間の3分の2が換算される。年金はそのまま通算。

・2001.1.1～ 期末・勤勉手当の基準日に育児休業中の職員についても判定期間内の勤務した期間に応じて期末・勤勉手当が支給される。

判定期間 6月期 期末(12/2~6/1) 勤勉(12/2~6/1)
12月期 期末(6/2~12/1) 勤勉(6/2~12/1)

※1992.4.1~ 栄養職員・事務職員・男性にも拡大。※1回の延長は無条件でできるが、再延長・再取得は条件つき。

※配偶者の出産後8週間以内の期間内に父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情が無くても再度の取得が可能。

部分休業 2007.11.1 改正 2017.1.1 改正

- 小学校就学前までの子(特別養子縁組の監護期間の子、養子縁組里親に委託されている子等を含む)を養育するため、男女とも1日につき2時間以内の休業を請求することができる。
- 30分を単位とし、勤務時間の前か後に分割あるいはまとめてとることができる。給与は減給。
- 部分休業2時間の中に、育児休暇(90分・有給・2歳まで)を含むことができる。

育児のための短時間勤務制度 2007.11.1 施行 2017.1.1 改正

- 小学校就学前までの子(特別養子縁組の監護期間の子、養子縁組里親に委託されている子等を含む)を養育するために週20~25時間の短時間勤務を行うことができる。
- ・1ヶ月以上1年以下の期間について、1ヶ月前までに請求。小学校就学前まで延長可能。
- ・1日4時間(20h)・1日5時間(25h)・週3日(24h)・週2日半(20h)から選択。残りの時間は交代勤務職員が配置される。並立任用もあり。
- ・給与は勤務時間に応じて支給。昇給・昇格は通常勤務と同様の扱い、退職手当金は育児休業に準ずる。
- ・共済掛け金は、子が3歳に達するまで報酬に応じて減額される。

(講) 子育て部分休暇 2025.4.1 施行

- 始業または終業に連続する2時間を超えない範囲で、小学校1年生に限りとることができる。
- 請求にかかわるこの名前、請求者との続柄および生年月日を証明するもの(母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること。

(講) 子の看護休暇 2002.7.5 施行 2010.3.25 改正 2025.4.1 改正

- 養育する中学校就学始期に達するまでの子の看護を行う場合、1年(暦年)に5日(対象児が2人以上の場合は10日)を超えない範囲内で特別休暇がとれる。
- 学校等における感染症予防のための出席停止または臨時休業(全部または一部)にとも

ない世話がが必要な場合。

○入園・入学式、卒園・卒業式の式典行事のために参加の場合。ただし学習参観や校外学習等は対象外。

*看護とはあらゆる負傷、疾病による治療、療養中の看護及び通院等の世話のこと。

*予防接種（任意も可）、健康診断も適用。*診断書の提出は義務付けられていない。

*職員以外に子の看護等に従事する者がいる場合でも、実際に職員が看護する場合は取得できる。

※2004.1.11～ 時間単位で40時間とカウント。 ※2007.1.11～ 30分単位でカウント可。

（講）**短期介護休暇**2010.3.25 改正

○対象家族が負傷、疾病または老齢により介護が必要な場合、1年に5日（2人以上であれば10日）を超えない範囲で特別休暇がとれる。

○行使には申請書のみでよい。診断書や住民票は必要ない。

申請書（PDF）はP10に添付

※対象家族：配偶者（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母及び子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫。

（講）**介護休暇**1990.9.1 施行 1992.1.1 改正 1995.7.15（介護休暇）施行

2016.12.28 改正 2017.1.1 施行

○県立学校及び市町村立学校の常勤の教職員が家族の負傷、疾病又は老齢による介護のため、勤務することが困難な場合、介護休暇を取ることができる。

○行使には診断書・申請書が必要。

申請書（PDF）はP11に添付

・対象：配偶者・両親・子・配偶者の父母・同居している祖父母等

・期間：2週間～6ヶ月 ※6ヶ月を3つの期間に分割して取得できる。

・1日または半日または1時間単位 ・代替あり（1ヶ月以上）

・給与：無給であるが共済・互助会より合わせて60%支給（～3ヶ月）。残りの期間は共済より60%支給。

※2005.4.1～ 「あらかじめ」請求すれば可と要件緩和（以前は1週間前まで請求）

※2009.4.1～ 引き続き弔休に入った場合、代替者は勤務の延長ができる。

※2010.12～ 住民票等の添付書類は不要。

（講）**介護部分休暇**

○介護部分休暇は、始業又は終業に連続する2時間を超えない範囲内とする。30分を単位とする。

互助会関係※利用条件有 ※詳細は佐賀県教職員互助会HPをご覧ください。

○妊産婦検診料補助

検診料の一部として、互助会会員は1万円を補助する。ただし、流産、死産の場合はそれまでの間の月数に1,000円を乗じた額とする。なお、会員の配偶者については会員の半額とする。

○出産手当金

会員出産の場合は5万円、会員の配偶者が出産した場合は2万5千円支給。
4ヶ月（85日）以上の異常分娩（流産・早産・死産）の場合も支給。

○傷病見舞金

会員が疾病又は負傷により30日を超えて治療のため入院をしたとき、31日目から退院した日までの期間について1日につき1,000円を支給する。ただし、給付は150日を限度とする。

へき地に勤務する会員が前項の適用を受けたときは、入院1回につき1万円を加算する。

○介護休暇給付金

介護休暇を取得し、減額された給与額に60/100を乗じた額から、公立学校共済組合等から支給される介護休業手当金の額を控除した額を給付する。

○育児休業支援金

育児休業の取得時に支援金（1万円）を給付（2025.4.1～）

休暇2002.3.25 改正

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 H7.7.13 条例第18号

○年次休暇（休暇は有給）1月1日～12月31日

職員の年次休暇は1年につき20日とし職員が請求する時期に与えられる。1日または1時間または30分単位。

- ・年休の使用目的、理由や期間などについて使用者から干渉されることはない。
- ・12月31日現在でその年の年休が余っている場合は20日を超えない範囲の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。
- ・業務の都合により支障があると認められた場合は他の時期に与えることができる。
- ・請求で効果発生（平常は年休簿に記載して請求する）
- ・年の途中で採用された職員の休暇は次のとおりである。

【採用月】 1月（20日）、2月（18日）、3月（17日）、4月（15日）、
5月（13日）、6月（12日）、7月（10日）、8月（8日）、
9月（7日）、10月（5日）、11月（3日）、12月（2日）

○夏季休暇 2020.4.1 改正

7月1日～10月31日までの期間に、原則として連続する5日間の範囲内で取れる(1日単位)

※会計年度任用職員は勤務日数に応じた期間を、取得することができる。

○年末年始休暇

12月29日から翌年の1月3日まで(1月1日は休日)

・手続き不要

・公務災害休暇

公務による負傷や疾病と任命権者に認定され、医師の証明等により必要と認める期間。

・休暇承認簿に所要事項を記入するとともに、医師の診断書又は証明書を提出する。

・公務災害と認定されない場合、審査請求をする。

・病気休暇 2016.4.1 運用変更

・公務によらない負傷または疾病により療養のための休暇は90日の範囲で必要と認められた期間行使できる。ただし疾病が高血圧症、動脈硬化性心臓慢性疾患(人事委員会規制で定めるもの)の休暇は180日以内の休暇が取れる。

※2007.11.1～30分単位でカウント可。

※管理職が勤務不能とみなした場合は、当日の病休が取れる。

欠勤した場合でも、領収書等で受診が確認できたとき、受診当日の病休が取れる。

領収書等に、「病名」「医師名」「病院名・住所」「印」「安静を要する日数」が記載されていれば、その日数の病休を取得することができる。ただし、インフルエンザの場合は、原則、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでの期間取得できる。

・小学校教諭が精神的疾患による病休から復帰した場合、復帰後2週間、代替教員を延長できる。

○リフレッシュ休暇 1996.4～

・年休の連続取得として取り扱う。◀連続する7日間程度。

(勤続10・15・20・25・30・35年目の長期休暇期間中に取得できる)

・互助会よりリフレッシュ助成として在会10年目に2万円、20・30年目に4万円が給付される。

○慶弔休暇

1. 忌引

区分	死亡した者	日数	区分	死亡した者	日数
	配偶者	10	婚姻		
血族	父母	7		父母	3
	子	5		子	1
	祖父母	3	祖父母	1	

	孫	1			
	兄弟姉妹	3		兄弟姉妹	1
	伯・叔父母	1		伯・叔父母	1

2. 父母の祭日 1日（1周忌・3回忌）

3. 職員が結婚する場合 7日以内

・前項1～3に規定する日数は遠隔の地におもむく必要のある場合は往復に必要な日数を加算することができる。1日または1時間または30分を単位。

旧姓使用（講） 2002.5.1～

○県立学校職員は下記の場合に、旧姓使用が認められる。

①氏名の記載にとどまるもの…例）氏名、名札、職員録、座席図

②専ら職場内で使用され、職員の同一性が容易に確認できるもの

…例）起案文書、供覧文書、事務引継書、校務・事務分掌表、各種文書における担当者氏名、復命書

③職員の権利義務に係るものであっても、職員の同一性が容易に確認でき、他に影響を与えないもの

…例）出勤簿、年次休暇整理簿、休暇承認簿、時間外勤務・休日勤務簿及び夜間勤務命令簿、職務専念

義務免除承認簿、兼職・兼業承認（許可）申請書、育児休業承認請求書

④職員が職務上作成するものであっても、外部に対する証明等に関係せず、他に影響を与えないもの

…例）時間割表、学級日誌、通知表、出席簿

※市町村立学校職員は、市町村教委の規定による。

様式第5号

要 介 護 者 の 状 態 等 申 出 書

年 月 日

所 属
職・氏 名

印

1 要介護者に関する事項

(1) 氏 名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別 同居 別居

(4) 介護が必要となった時期 年 月 日

2 要介護者の状況

① 要介護者が2週間以上の期間にわたって日常生活を営むことができない状況

② 職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況

- (記載要領)
- 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
 - 「2 要介護者の状況」には、①及び②の状況が明らかになるように、具体的に記入すること。

様式第6号

介護休暇承認申請書

年 月 日

学校長 様

職・氏名 印

下記のとおり介護休暇の承認を申請します。

記

要介護者に関する事項	氏名	年齢	職員との続柄	住所	
	(傷病名・介護が必要となった時期・介護を必要とする理由等)				
要介護者の親族の状況 (職員本人を含む)	氏名	年齢	続柄	同居・別居の別 別居の場合その住所	職業・勤務先、学校等
連続する6月以内の期間		年 月 日から 年 月 日まで			
請求の期間		年 月 日から 年 月 日まで (間) (分割の場合は、計画表を添付すること。)			

(添付書類) 要介護者に係る医師の診断書等

(記載要領) 「要介護者の親族の状況」欄のうち、続柄及び同居・別居の別については要介護者を基準とすること。